

第 1 号 議 案

令 和 元 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度亀岡市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

874,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,625,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和元年12月2日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 6,800,000	千円 89,601	千円 6,889,601
	1 地方交付税	6,800,000	89,601	6,889,601
13 分担金及び負担金		369,785	15	369,800
	2 負担金	361,415	15	361,430
15 国庫支出金		4,969,397	92,961	5,062,358
	1 国庫負担金	3,216,645	106,916	3,323,561
	2 国庫補助金	1,730,882	△13,955	1,716,927
16 府支出金		2,988,925	60,565	3,049,490
	1 府負担金	1,243,575	50,419	1,293,994
	2 府補助金	1,517,257	10,166	1,527,423
	3 府委託金	228,093	△20	228,073
18 寄附金		500,100	385,000	885,100
	1 寄附金	500,100	385,000	885,100
19 繰入金		1,172,076	45,329	1,217,405
	2 基金繰入金	1,025,723	45,329	1,071,052
20 繰越金		345,365	193,240	538,605
	1 繰越金	345,365	193,240	538,605
21 諸収入		664,000	3,689	667,689
	6 雑入	620,542	3,689	624,231
22 市債		3,647,700	3,600	3,651,300
	1 市債	3,647,700	3,600	3,651,300
歳入合計		34,751,200	874,000	35,625,200

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 289,063	千円 4,310	千円 293,373
	1 議会費	289,063	4,310	293,373
2 総務費		4,435,084	610,019	5,045,103
	1 総務管理費	3,460,617	612,860	4,073,477
	2 徴税費	391,606	△8,927	382,679
	3 戸籍住民基本台帳費	114,106	△7,283	106,823
	5 統計調査費	9,949	△20	9,929
	6 監査委員費	37,462	△1,495	35,967
	7 環境交通対策費	322,796	14,884	337,680
3 民生費		13,109,330	225,955	13,335,285
	1 社会福祉費	6,597,899	204,023	6,801,922
	2 児童福祉費	5,152,550	21,993	5,174,543
	3 生活保護費	1,332,879	△61	1,332,818
4 衛生費		2,869,062	16,883	2,885,945
	1 保健衛生費	1,325,183	11,114	1,336,297
	2 清掃費	1,543,879	5,769	1,549,648
6 農林水産業費		1,042,869	7,348	1,050,217
	1 農業費	814,486	11,005	825,491
	2 農地費	152,830	△7,718	145,112
	3 林業費	73,386	4,061	77,447
7 商工費		901,389	60,416	961,805
	1 商工費	901,389	60,416	961,805
8 土木費		3,987,842	△3,704	3,984,138
	1 土木管理費	27,131	△6,328	20,803

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 561,018	千円 1,954	千円 562,972
	2 道路橋梁費	561,018	1,954	562,972
	3 河川費	39,522	1,493	41,015
	4 都市計画費	3,135,702	814	3,136,516
	5 住宅費	224,469	△1,637	222,832
10 教育費		2,591,014	△54,150	2,536,864
	1 教育総務費	367,805	△33,074	334,731
	2 小学校費	759,188	5,258	764,446
	3 中学校費	429,471	3,851	433,322
	4 幼稚園費	197,217	△65,302	131,915
	5 社会教育費	767,805	35,117	802,922
11 災害復旧費		39,900	6,923	46,823
	2 公共土木施設災害復旧費	0	5,337	5,337
	4 厚生労働施設災害復旧費	0	1,586	1,586
	歳 出 合 計	34,751,200	874,000	35,625,200

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
庁 舎 管 理 経 費	令和元年度から 令和4年度まで	千円 203,000
通 送 業 務 経 費	令和元年度から 令和4年度まで	10,000
塵 芥 処 理 事 務 経 費	令和元年度から 令和2年度まで	4,000
塵 芥 処 理 施 設 管 理 業 務 経 費	令和元年度から 令和2年度まで	27,700
粗 大 ご み 運 搬 等 業 務 経 費	令和元年度から 令和2年度まで	53,000
し 尿 収 集 運 搬 業 務 経 費	令和元年度から 令和2年度まで	45,000
聖 火 リ レ ー 事 業 経 費	令和元年度から 令和2年度まで	12,000

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生公共土木 施設災害復旧事業	千円 1,800 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
過年発生衛生 施設災害復旧事業	1,500 "	"	"	"
計	3,300			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備事業	千円 90,800 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 91,100 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	3,647,700				3,648,000			